

地域限定保育士制度の全国展開にかかる制度改正について

R5.11.14WGヒアリング こども家庭庁 提出資料
地域限定保育士の全国展開について

- 地域限定保育士制度は、保育士不足解消等を目的として、それまで都道府県において年間1回実施されてきた保育士試験を年間2回実施することを促すため、当該2回目に実施する保育士試験の合格者について、登録後3年間は当該区域内のみで保育士として通用する国家戦略特別区域限定保育士（いわゆる「地域限定保育士」、以下同。）の資格を付与する仕組みとして、平成27年の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により創設された。
- 地域限定保育士制度の導入効果もあり、通常の保育士試験を年間2回実施する取組も広がり、平成29年度より全ての都道府県において年間2回の通常の保育士試験が実施されることとなった。令和5年度現在では、神奈川県、大阪府、沖縄県の3府県により地域限定保育士試験が実施されている。
- 本制度について全国化することと、その際の制度活用に向けた課題と対応策について、「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会」等においてご意見を伺いながら、検討を進めているところ。

（スケジュール）

- 令和5年8月29日 「保育士資格等に関する専門委員会」設置
- 令和5年10月19日 第1回保育士資格等に関する専門委員会
- 令和5年11月14日 国家戦略特区ワーキンググループヒアリングで全国展開に向けた検討状況を報告
- 令和5年11月27日 第2回保育士資格等に関する専門委員会（専門委員会での検討終了予定）
⇒その後、児童福祉法改正案の早期の国会への提出を図る。

全国展開にかかる論点

○ 現在実施状況を踏まえて全国展開に向けて以下を論点として議論いただいている。

	第1回保育士資格等に関する専門委員会(令和5年10月19日開催) で提示された論点
①地域限定保育士試験の位置付け	保育の質を確保しつつ、地域の保育士不足の早急な改善を図ることを目的とし、通常の保育士試験の実施のみでは当該地域における保育士の供給が不足することが見込まれる場合に実施することができる試験と位置づけることとするか。
②都道府県が地域限定保育士試験を実施する場合の要件	都道府県知事が、年間2回の保育士試験の実施のみでは当該地域における保育士の供給が不足することが見込まれると認める場合に限り実施できることとするか。
③都道府県以外の自治体が地域限定保育士試験を実施することの是非	都道府県が地域限定保育士試験を実施しない場合であって、都道府県が同意する場合に限り、指定都市を実施主体として加えることとするか。
④地域限定保育士が全国で勤務できるための要件	地域限定保育士試験の合格者については、保育士登録後の一定の勤務要件を課し、その上で全国で勤務することのできる保育士の資格を得ることができる仕組みとすることについてはどうか。
⑤指定試験機関の対象を「法人」とすることについて	「法人」とすることとしてはどうか。
⑥適切かつ円滑な制度運用に向けたその他の仕組みの検討	地域限定保育士試験を実施する都道府県等に対し、試験の質確保のために必要な措置を講じること(例えば「保育士試験実施要領」に基づき実施することや、通常の保育士試験の実施方法との均衡を図ることなど)を求めるべきか。 また試験実施者の質確保のための取り組みに資するよう、国において、中長期的な観点で、試験の難易度調整や等化なども含め、試験の質確保のための具体的な手法について検討するべきか。

・現行制度と全国展開後の制度の主な違い

④について、現行制度は、保育士登録後3年間経過した場合とされている。